4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村が行う教育・保育や子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」や「幼保連携型認定こども園に関する考え方」等を記載するよう定めています。

また、本市は児童相談所設置市であるため、都道府県事務である児童虐待防止対策の充実や社会的養護体制の充実等についても、同様に記載するよう定めています。

そのため、「３．施策」に加え、さらに詳細な施策内容等を以下のとおり加え、記載します。

（１） 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の量の見込み（目標事業量）を把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況等を総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

② 本市における教育・保育提供区域

基本指針に基づき、教育・保育提供区域を定める子ども・子育て支援事業は、次に掲げる一覧のとおりです。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の市内における地域的な利用範囲や、利用頻度等がそれぞれ異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。

図表57 教育･保育提供区域

区分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		５区域
地域子ども・子育て支援事業	妊婦健診事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業） こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 養育支援訪問事業とその他要支援児童・要保護児童の支援に資する事業 ショートステイ事業（子育て短期支援事業） ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 病児・病後児保育事業（病児保育事業） 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市域 単一区域
	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 延長保育事業（時間外保育事業）	５区域
	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	行政センター区域

ア　全市域単一区域の事業

全市域単一区域として設定した事業は、事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる事業です。

全市域単一区域を設定する事業は、以下の8事業です。

〇妊婦健診事業

〇こんにちは赤ちゃん訪問事業

〇養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

〇ショートステイ事業

〇ファミリー・サポート・センター事業

〇病児・病後児保育事業

〇実費徴収に係る補足給付を行う事業

〇多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

イ　行政センター区域を統合した5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案して、全市よりもきめ細やかな単位で、提供体制を検討する必要があります。

幼児期の学校教育・保育等のニーズを適切に把握し、対応する確保方策を計画することが求められています。幼児期の学校教育・保育と、それに密接に関連する事業については、利用状況等を踏まえて５区域とします。５区域を設定する事業は、次の5事業です。

〇幼児期の学校教育・保育

〇利用者支援事業

〇地域子育て支援拠点事業

〇一時預かり事業

〇延長保育事業

図表58　提供区域5区域

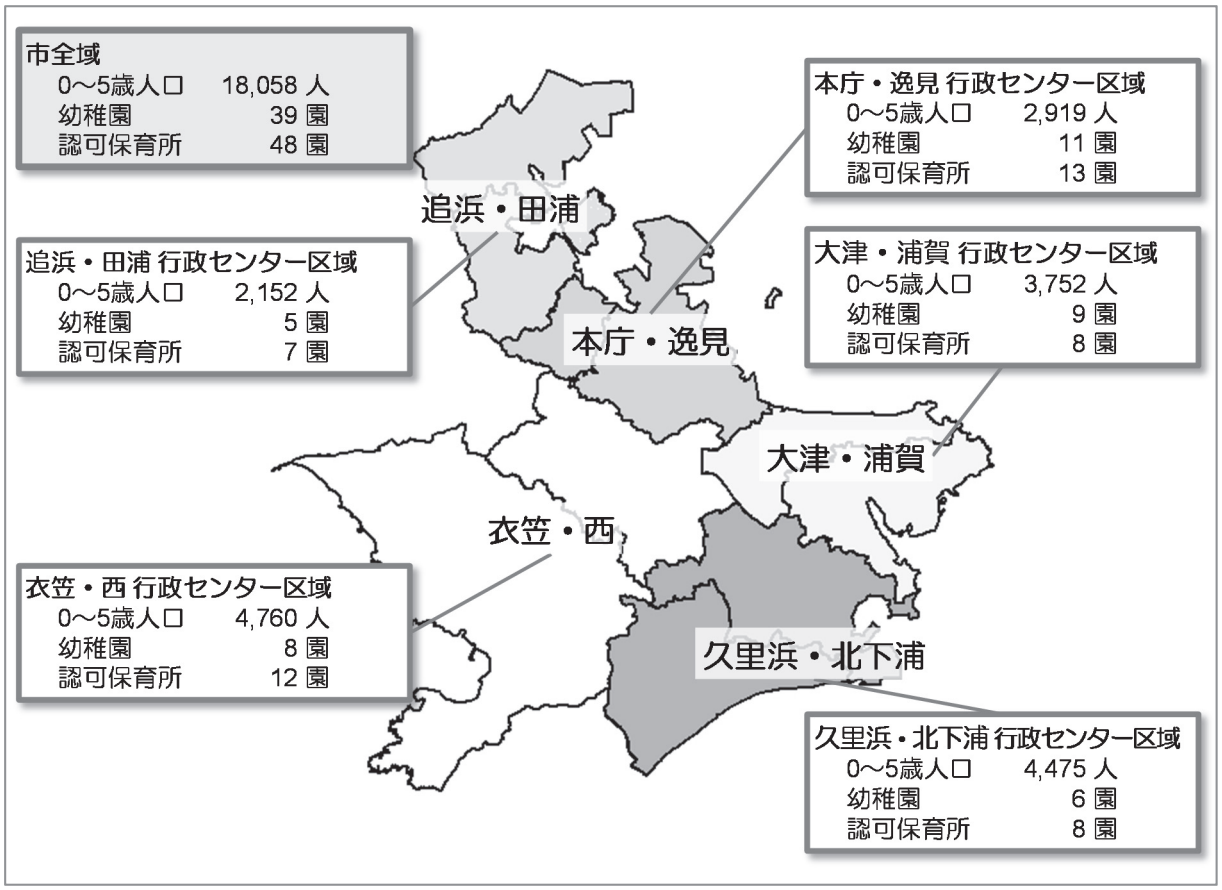

※平成26年4月1日時点

ウ　行政センター区域（10区域）の事業

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校を基本的な単位として運営されていますが、複数の小学校にまたがる事業を運営する学童クラブも存在します。幼児期の学校教育・保育と比較して、学童クラブの利用圏域が狭いため、提供区域は市内10の行政センター区域とします。

図表 59　提供区域 10 区域

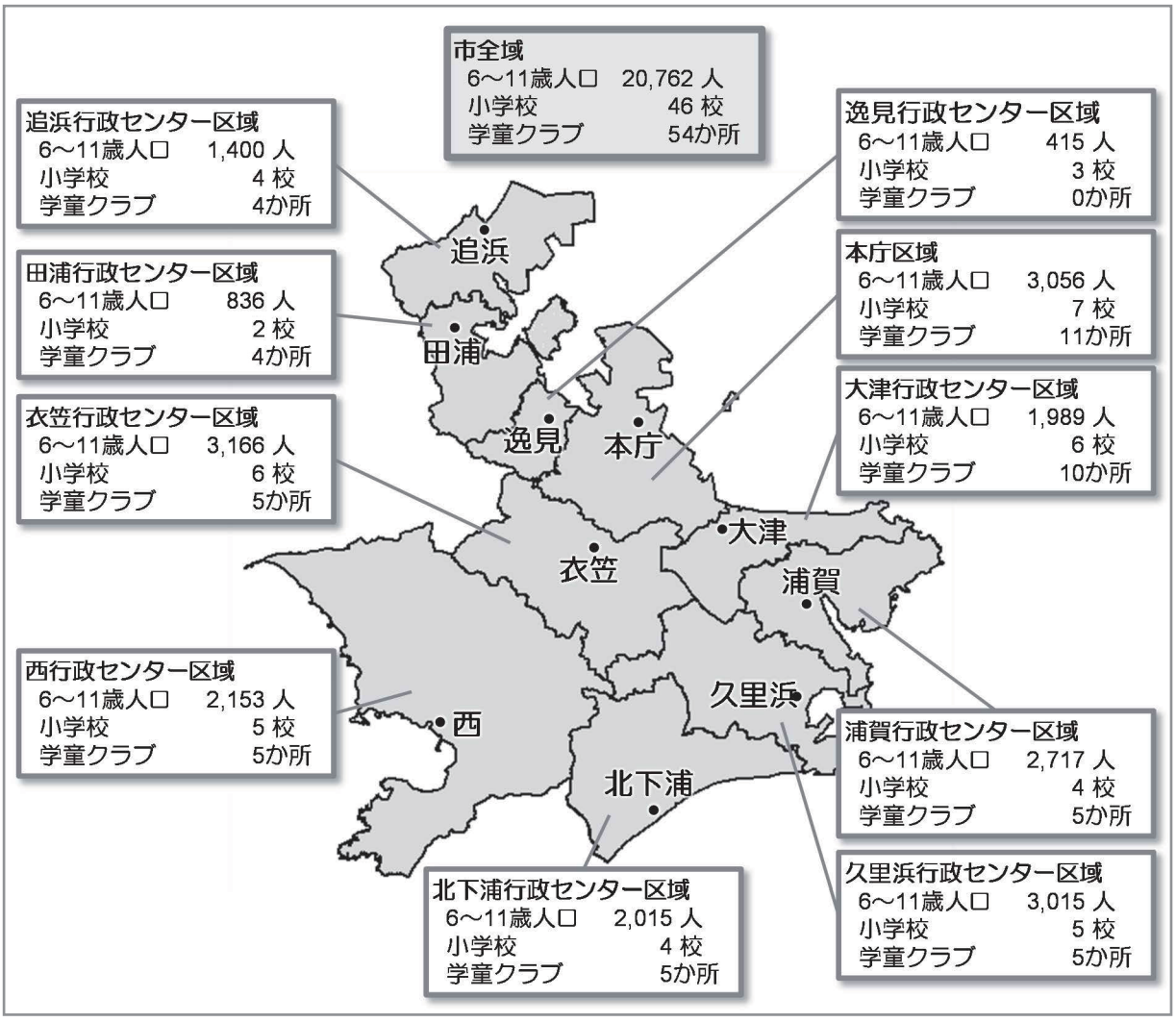

※平成26年4月1日時点